



県 章

滋賀県公報

平成 17 年 (2005 年)
1 月 26 日
第 2440 号
水 曜 日

毎週 月・水・金曜 3 回発行

目 次

○ 規 則	
滋賀県警察署の名称、位置および管轄区域に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則 (総務課)	75
○ 告 示	
道路区域の変更 (道路課)	75
道路の供用開始 (道路課)	76
○ 公 告	
特定非営利活動法人設立認証申請公告 (県民文化課)	76
大規模小売店舗の変更の届出の公告 (中小企業振興課)	77
滋賀県営住宅入居者募集公告 (住宅課)	77
道路の位置の指定公告 (建築課)	80
○ 地 域 振 興 局 告 示	
介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定の取消し (東近江)	80
介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定の取消し (東近江)	80

規 則

滋賀県警察署の名称、位置および管轄区域に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成 17 年 1 月 26 日

滋賀県知事 國 松 善 次

滋賀県規則 第 4 号

滋賀県警察署の名称、位置および管轄区域に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則
滋賀県警察署の名称、位置および管轄区域に関する条例の一部を改正する条例 (平成 16 年 滋賀県条例 第 53 号) 付則 第 1 項 第 3 号に掲げる規定の施行期日は、平成 17 年 3 月 25 日とする。

告 示

滋賀県告示 第 55 号

道路法 (昭和 27 年 法律 第 180 号) 第 18 条 第 1 項の規定に基づき、次の道路の区域を変更する。

この関係図面は、平成 17 年 1 月 26 日から平成 17 年 2 月 9 日まで滋賀県土木交通部道路課において一般の縦覧に供する。

平成 17 年 1 月 26 日

滋賀県知事 國 松 善 次

道路 の 種類	路 線 名	道 路 の 区 域				
		区 間	変更の 前後の 別	敷地の幅員	延 長	備 考

県道	多賀永源寺線	犬上郡多賀町大字萱原字西ノ脇 1094 番地先から	変更後	最小 5.3 m 最大 10.8 m	49.3 m	道路改良工事 (現道拡幅) の 完了に伴う道路 区域の変更
		犬上郡多賀町大字萱原字井戸 974 番地先まで	変更前	最小 4.4 m 最大 5.3 m	49.3 m	

滋賀県告示第 56 号

道路法 (昭和 27 年法律第 180 号) 第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

この関係図面は、平成 17 年 1 月 26 日から平成 17 年 2 月 9 日まで滋賀県土木交通部道路課において一般の縦覧に供する。

平成 17 年 1 月 26 日

滋賀県知事 國 松 善 次

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の年月日	備 考
県道多賀永源寺線	犬上郡多賀町大字萱原字西ノ脇 1094 番地先から 犬上郡多賀町大字萱原字井戸 974 番地先まで	平成 17. 1. 26	L = 49.3 m

公 告

特定非営利活動法人設立認証申請公告

特定非営利活動促進法 (平成 10 年法律第 7 号) 第 10 条第 1 項の規定に基づき、次の者から特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第 2 項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成 17 年 1 月 26 日

滋賀県知事 國 松 善 次

1 申請のあった年月日 平成 17 年 1 月 11 日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称等

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 YASUほほえみクラブ

特定非営利活動法人の代表者の氏名 山本 勇作

特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地 野洲市野洲 181 番地

特定非営利活動法人の定款に記載された目的 この法人は、日常生活のなかで自発的にスポーツを楽しみ、健全な心身の育成を図ろうとする会員及び住民に対して、生涯スポーツの振興と文化に関する事業を行い、人々が健やかに暮らせるまちづくり、ひとづくりに寄与することを目的とする。

3 関係書類の縦覧場所

滋賀県政策調整部広報課県民情報室 大津市京町四丁目 1 - 1

滋賀県県民文化生活部県民文化課 大津市京町四丁目 1 - 1

滋賀県湖南地域振興局総務振興部総務出納課 草津市草津三丁目 14 - 75

滋賀県甲賀地域振興局総務振興部総務出納課 甲賀市水口町水口 6200

滋賀県東近江地域振興局総務振興部総務出納課 八日市市緑町 7 - 23

滋賀県湖東地域振興局総務振興部総務出納課 彦根市元町 4 - 1

滋賀県湖北地域振興局総務振興部総務出納課 長浜市平方町 1152 - 2

滋賀県湖西地域振興局総務振興部総務出納課 高島市今津町今津 1758

- 4 関係書類の縦覧期間および時間 平成 17 年 1 月 11 日から平成 17 年 3 月 11 日までの各縦覧場所における執務時間内

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法 (平成 10 年法律第 91 号) 第 6 条第 1 項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第 5 条第 1 項第 2 号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

平成 17 年 1 月 26 日

滋賀県知事 國 松 善 次

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 平和堂米原店 坂田郡米原町下多良二丁目 47 番地

2 変更した事項

(1) 変更前

大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名
米原西口商業協同組合 坂田郡米原町下多良二丁目 47 番地 代表理事 鰐田絹枝
有限会社村上駐車場 坂田郡米原町大字米原 638 番地 代表取締役 村上義彦
株式会社平和堂 彦根市小泉町 31 番地 代表取締役 夏原平和

(2) 変更後

大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名
米原西口商業協同組合 坂田郡米原町下多良二丁目 47 番地 代表理事 鰐田絹枝
有限会社村上パーキング 彦根市中央町 1 番 33 号 代表取締役 村上幸江
株式会社平和堂 彦根市小泉町 31 番地 代表取締役 夏原平和

- 3 変更年月日 平成 16 年 11 月 25 日

- 4 変更の理由 錯誤による訂正

- 5 届出年月日 平成 17 年 1 月 7 日

- 6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県商工観光労働部中小企業振興課 大津市京町四丁目 1 - 1

米原町産業振興課 坂田郡米原町下多良三丁目 3 番地

(2) 縦覧期間 平成 17 年 1 月 26 日から平成 17 年 5 月 26 日まで

- 7 意見書の提出期限および提出先

(1) 提出期限 平成 17 年 5 月 26 日

(2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業振興課 〒 520 - 8577 大津市京町四丁目 1 - 1

滋賀県営住宅入居者募集公告

県営住宅神領団地ほか 21 団地の滋賀県営住宅入居者を次のとおり募集する。

平成 17 年 1 月 26 日

滋賀県知事 國 松 善 次

- 1 申込受付期間 平成 17 年 2 月 1 日 (火) から平成 17 年 2 月 10 日 (木) まで (土曜日および日曜日を除く。)

- 2 申込受付時間 9 時から 16 時まで

- 3 募集する住宅 別表の住宅

- 4 申込受付場所 滋賀県住宅供給公社住宅管理課ならびに各地域振興局建設管理部総務経理課および大津土木事務所総務経理課

- 5 入居予定日 平成 17 年 3 月下旬以降

- 6 申込資格 入居申込時に次のいずれにも該当する者に限る。

- (1) 滋賀県内に住所または勤務地を有し、市町村税および県税を滞納していない者であること。
- (2) 現に同居し、または同居しようとする親族 (届出はしていないが、事実上婚姻と同様の関係にある者および入居予定日から 3 箇月以内に婚姻し、同居可能な婚姻予定者を含む。) があること。
- (3) 入居予定者全員の年間収入から公営住宅法 (昭和 26 年 法律 第 193 号) に定める控除額を控除した後の額を 12 で除した金額が 200,000 円 (申込世帯が公営住宅法に規定する裁量階層 (高齢者・障害者等世帯) に該当する場合にあっては、268,000 円) 以下であること。
- (4) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (5) 高齢者世話付住宅にあっては、上記 (1) から (4) に加え、次の要件を満たすこと。

ア 年齢が 60 歳以上であって、その者の世帯構成が次のいずれかに該当するものであること。

- (ア) 単身世帯
- (イ) 55 歳以上の配偶者との 2 人世帯
- (ウ) 60 歳以上の親族との 2 人世帯

イ 家族による日常生活の支援が期待できない者

ウ 独立して生活するには不安があると認められるが、自力での日常動作 (自炊および食事、入浴、排泄等) を行うことが可能な者

7 提出書類

- (1) 県営住宅入居申込書
- (2) 住民票記載事項証明書
- (3) 市町村長が発行する前年度分市町村民税および県民税の納税証明書
- (4) 収入を証明する書類 入居者および所得があると見込まれる同居の親族について、前年中の収入を証する源泉徴収票または確定申告書の写しおよび前々年中の所得を証する市町村長発行の所得証明書。

なお、前年の収入を現在の継続的収入とすることが著しく不適当である者は、申し出ること。収入のない者は、市町村が発行する非課税証明書または扶養されていることを証明する書類 (健康保険証の写し等) を提出すること。

- (5) 収入申告書
- (6) 婚姻予約の場合は、仲人等の婚姻予約証明書。
なお、婚姻後、本人または配偶者が退職する場合は、退職する旨の証明書を添付すること。
- (7) その他必要に応じて、上記以外の書類の提出を求めることがある。
- (8) 高齢者世話付住宅への入居申込者は、上記 (1) から (7) までに加え、生活状況申立書を添付すること。

8 入居者選考方法の概略

- (1) 高齢者世話付住宅を除く住宅
ア 書類審査 2 月下旬
イ 公開抽選 3 月上旬
- (2) 高齢者世話付住宅 書類審査の後、「滋賀県高齢者世話付県営住宅入居審査会」により、入居者を決定する。

9 その他

- (1) 申込みは、1 世帯 1 戸に限る。
- (2) 申込書の提出は、本人または家族が行うこと。
- (3) 抽選時に入居当選者のほかに相当数の補欠者を定めることがある。
- (4) 原則として、団地内には自動車の保管場所はない。
- (5) 共同施設の維持管理費は、入居者の負担とする。
- (6) 高齢者世話付住宅入居者は、家賃のほかに緊急通報システム経費、生活援助員派遣費用負担金等の規定の金額の負担を必要とする。

別表

所在市町	団地名	住宅 番号	構 造	建築 年度	間取り	住戸専有 面積(㎡)	下記の収入月額(円)による平成16年度の家賃(円)						募集 戸数	募集住宅の棟・部屋番号等	備 考
							0～ 123,000	123,001～ 153,000	153,001～ 178,000	178,001～ 200,000	200,001～ 238,000	238,001～ 268,000			
大津市	神 領	1	高層耐火(Ⅱ)	H10	2DK	54.6	25,100	30,400	36,000	41,500	48,000	55,100	1	C-509(5階)	EV有り
		2	中層耐火(4)	H7	1DK	41.5	18,200	22,000	26,100	30,100	34,800	39,900	1	D4-103(1階)...高齢者世話付、単身入居可	
		3	中層耐火(4)	H7	1DK	42.9	18,800	22,800	26,900	31,100	35,900	41,300	1	D4-104(1階)...高齢者世話付、単身入居可	
		4	中層耐火(4)	H7	2DK	58.9	25,800	31,300	37,000	42,700	49,400	56,700	2	D4-209(2階)、D4-309(3階)	
石山南		5	中層耐火(5)	S48	3DK	43.3	13,200	16,100	19,000	21,900	22,900	22,900	2	1-406(4階)、3-306(3階)	○
		6	中層耐火(5)	S47	3DK	44.1	13,200	16,100	19,000	22,000	25,400	26,800	4	2-505(5階)、5-301(3階)、5-504(5階)、6-506(5階)	○
		7	中層耐火(5)	H2	3DK	65.0	26,400	32,000	37,800	43,700	50,400	54,500	3	4-204(2階)、4-401(4階)、4-505(5階)	○
		8	中層耐火(4)	S63	3DK	63.6	22,300	27,000	32,000	36,900	42,600	48,900	1	505(5階)	
彦根市	栗林 東沼波	9	中層耐火(4)	H4	2DK	57.0	20,800	25,300	29,900	34,500	39,900	45,800	1	B-212(1階)	
		10	中層耐火(4)	S44	3DK	73.5	26,000	31,500	37,200	43,000	49,700	57,000	1	F-621(2階)	EV有り
		11	中層耐火(4)	S61	2LDK	62.1	20,700	25,100	29,700	34,300	39,600	45,500	2	1-123(2階)、1-125(2階)	
		12	中層耐火(5)	S33	2K	35.2	6,800	8,200	9,700	11,300	13,000	14,900	1	8(3階)...単身者向	○
長浜市	永保 新庄寺 日之出 殿	13	中層耐火(5)	S62	3LDK	70.5	22,800	27,700	32,800	37,800	43,700	50,200	1	9(5階)	
		14	簡易耐火(2)	S39	2DK	42.7	8,700	10,600	12,500	14,500	15,800	15,800	1	9-1(2階建)	○
		15	簡易耐火(2)	S53	3DK	55.4	14,000	17,000	20,100	23,200	26,800	30,800	1	B-1(2階建)	○
		16	中層耐火(4)	H4	2DK	54.4	18,300	22,200	26,300	30,300	35,000	40,200	1	A-103(1階)	
近江八幡市	鷹飼	17	中層耐火(4)	S45	3K	39.0	10,500	12,800	15,100	17,500	20,200	23,200	1	1-304(3階)	○EV有り
		18	中層耐火(4)	S46	3K	39.0	10,900	13,200	15,600	18,000	20,800	23,900	1	5-201(2階)	○EV有り
		19	簡易耐火(2)	S41	2DK	42.7	8,300	10,100	12,000	13,800	15,900	17,300	1	1-4(2階建)	○
		20	簡易耐火(2)	S39	2DK	39.3	7,300	8,900	10,600	12,200	14,100	15,100	1	9-2(2階建)	○
八日市市	大森	21	中層耐火(4)	S39	2DK	35.3	6,600	8,000	9,500	10,900	12,600	14,500	2	10-4(2階)、10-12(4階)	○
		22	簡易耐火(1)	S44	2DK	36.5	5,000	6,100	7,200	8,400	9,700	11,100	1	3-3(平屋建)	○
		23	簡易耐火(1)	S46	2DK	36.5	5,300	6,400	7,600	8,700	10,100	11,600	1	8-2(平屋建)	○
		24	中層耐火(5)	S50	3DK	51.1	12,300	15,000	17,700	20,400	23,600	27,100	1	1-503(5階)	○
草津市	沖野原	25	中層耐火(5)	S51	3DK	51.1	12,500	15,200	18,000	20,800	24,000	27,600	1	2-501(5階)	○
		26	中層耐火(5)	新築	4DK	79.8	34,600	42,000	49,600	57,300	66,100	75,900	1	B-104(1階)	EV有り
		27	中層耐火(5)	S49	3DK	43.3	11,900	14,400	17,000	19,700	22,700	26,100	4	A-34(3階)、B-25(2階)、C-31(3階)C-46(4階)	○EV有り
		28	中層耐火(5)	S49	3DK	43.3	11,900	14,400	17,000	19,700	22,700	26,100	1	C-11(1階)	○EV有り
守山市	小平井 上屋	29	中層耐火(5)	S56	3DK	51.1	16,000	19,400	23,000	26,500	30,600	35,100	1	2-231(3階)	
		30	中層耐火(4)	H13	3DK	69.4	27,100	32,900	38,900	44,900	51,900	57,900	1	C-301(3階)	EV有り
		31	中層耐火(4)	S50	3DK	43.3	12,200	14,800	17,500	20,200	23,300	26,800	1	A-403(4階)	○
		32	簡易耐火(2)	S52	3DK	55.4	16,100	19,500	23,100	26,700	30,800	35,400	1	C2-3(2階建)	○
野洲市	永原第2	33	簡易耐火(2)	S48	2DK	42.7	10,300	12,500	14,700	17,000	19,500	22,500	2	7-3(2階建)、9-3(2階建)	○
		34	簡易耐火(2)	H10	2DK	65.3	20,100	24,300	28,800	33,200	38,400	44,100	1	E1-5(2階建)	
		35	中層耐火(5)	S57	3DK	56.8	15,000	18,200	21,600	24,900	28,700	33,000	1	151(5階)	EV有り
		36	計							50					

(注 1) 備考欄。印の住戸については、浴槽、風呂釜の設備は、入居者負担となります。

(注 2) 家賃のほかに、共益費 (外灯、浄化槽等の維持管理費等) が必要です。

(注 3) 敷金は、家賃の 3 ヶ月分です。

(注 4) 高齢者・障害者等世帯の方のみ、収入区分 200,001 円 ~ 268,000 円の範囲でも入居できる場合があります。

(注 5) 構造欄の () 内は、何階建ての建物かを表しています。例：「中層耐火 (5)」→「中層耐火の 5 階建団地」

道路の位置の指定公告

建築基準法 (昭和 25 年 法律 第 201 号) 第 42 条 第 1 項 第 5 号の規定による道路として、次のとおりその位置を指定した。

この関係書類は、滋賀県土木交通部建築課および滋賀県湖東地域振興局建設管理部に備え置き関係人の縦覧に供する。

平成 17 年 1 月 26 日

滋賀県知事 國 松 善 次

地 名 ・ 地 番	申 請 人 住 所 ・ 氏 名	延 長 メートル	幅 員 メートル	本 数 条
犬上郡豊郷町大字杉字長沢 424 番 1、427 番 1	犬上郡豊郷町大字安食西 972 番地の 1 株式会社丸和商事 代表取締役 丸山忠幸	67.95	6.00	1

地 域 振 興 局 告 示

滋賀県東近江地域振興局告示 第 2 号

介護保険法 (平成 9 年 法律 第 123 号) 第 41 条 第 1 項の指定居宅サービス事業者として指定した者のうち、次の者の指定を取り消した。

平成 17 年 1 月 26 日

滋賀県東近江地域振興局長 西 田 弘

事 業 所 の 名 称	事 業 所 の 所 在 地	申請者の名称および 代表者の氏名または 開設者の氏名	主たる事務所の 所 在 地	サービ スの 種 類	介 護 保 険 事業所番号	取 消 年 月 日
有限会社ケア センター上田 訪問介護事業 所	神崎郡能登川町 垣見 725	有限会社ケアセン ター上田 代表取締役 上田 豊満	犬上郡豊郷町三 ツ池 11 - 6	訪問介護	2571600127	平成 16. 12. 28
有限会社ケア センター上田 通所介護事業 所	神崎郡能登川町 垣見 725	有限会社ケアセン ター上田 代表取締役 上田 豊満	犬上郡豊郷町三 ツ池 11 - 6	通所介護	2571600127	平成 16. 12. 28

滋賀県東近江地域振興局告示 第 3 号

介護保険法 (平成 9 年 法律 第 123 号) 第 46 条 第 1 項の指定居宅介護支援事業者として指定した者のうち、次の者の指定を取り消した。

平成 17 年 1 月 26 日

滋賀県東近江地域振興局長 西 田 弘

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および 代表者の氏名または 開設者の氏名	主たる事務所の 所 在 地	介 護 保 険 事業所番号	取 消 年 月 日
有限会社ケアセン ター上田居宅 介護支援事業所	神崎郡能登川町垣 見 725	有限会社ケアセン ター上田 代表取締役 上田 豊満	犬上郡豊郷町三ツ 池 11 - 6	2571600127	平成 16. 12. 28